

委員長メッセージ

(インタビューは7月30日に実施)

法人実効税率引き下げで 世界と戦う基盤づくりを急げ

財政・税制改革
委員会

委員長
岡本 罔衛

グローバル企業にとって日本が魅力的な国となるためには、国際的に見て高い水準にある法人実効税率の引き下げが不可欠だ。成長戦略上も重要な課題だが、その実行においては、深刻化する財政問題が存在することも事実だ。二つの相反する課題をいかに解決し得るのか。岡本委員長が語った。

法人税減税は 個人の生活と対立しない

日本が世界で最も企業活動しやすい国になるためには、そのインフラとして少なくとも法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げることが大前提です。

現在の消費税増税というタイミングでの法人税減税の主張は、「企業vs個人」という形で捉えられがちですが、事実は決してそうではありません。

法人実効税率の引き下げにより、既に外国に出ている工場を日本に呼び戻したり、海外の企業を招致する大きな

力となりますし、何よりも設備投資や株主配当、賃金・雇用の改善などに大きなインパクトを与えます。もちろん、企業は内部留保をせず、そのように活用していく覚悟が求められます。

一方、法人実効税率引き下げによる税収減は、逼迫する財政に悪影響を及ぼすとの懸念もあるでしょう。これについては、「法人税引き下げにより企業活動が活発化すれば、企業収益が伸び、税収は逆に増える」というパラドックス効果を指摘する声もあります。しかし、確約された効果ではありません。やはり、代替する財源を手当てする、「ペイ・アズ・ユー・ゴー」の原則に忠実であるべきではないでしょうか。

本委員会ではそうした観点から、税収中立の立場で、代替財源のあり方について議論してきました。

地方税制の課題を 同時に解決する

法人実効税率を、国際標準である25%に引き下げるとき、まず、法人税が国税と地方税で構成されている点に着目すべきです。本提言は、法人税のうち地方税分を減税して25%を実現し、一方でその代替として地方の基幹三税である個人住民税、固定資産税、地方消費税を想定しています。

これは、法人課税への依存に起因して、日本の地方税体系が有する税収の

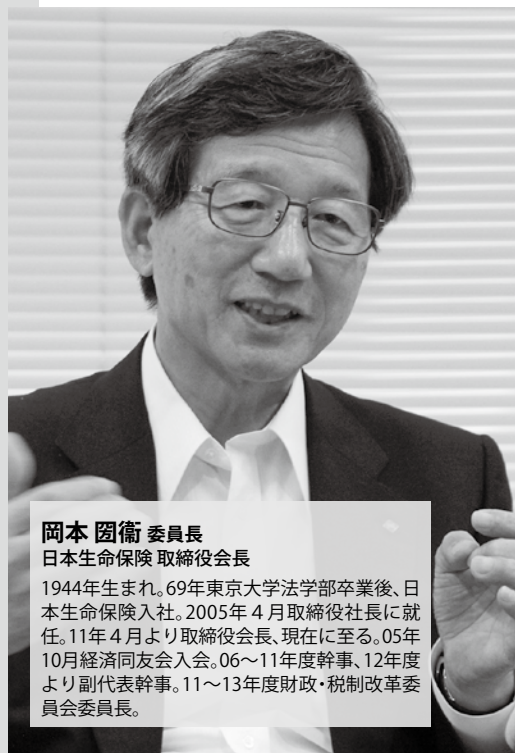
不安定性、税源偏在の解決を、併せて狙ったためです。

地方税は、医療・福祉・警察・消防・教育などの地域住民が日常生活を送る上で不可欠な公共サービスの財源となっています。また、高齢化の進展で、それらに対するニーズはますます高まっていくことが予想されます。公共サービスを、景気に左右されずに安定して供給できるようにするためにも、現在の状態は早く解消していく必要があると考えています。

なお、改革の実現において、個人に税負担を求めている点に対しては、サービスを受ける人が税を負担するという応益性について理解を求めていくことが重要と考えています。法人実効税率の引き下げでは投資減税等も議論されていますが、同時に地方税の問題を解決するような方向性も考えられるべきではないでしょうか。

また、本提言では、代替税源の一部に地方消費税を見込んでいますが、2015年までに消費税を10%に引き上げること、社会保障財源とすることが決まっているため、それまでの間、追加の引き上げは難しいと考えています。そこで改革の実効性を高めるため、実施について、消費税の追加引き上げを伴わない第一段階と、追加引き上げを行わざるを得ない第二段階に分けています。

第一段階では、法人税の税目を一本



岡本 罔衛 委員長

日本生命保険 取締役会長

1944年生まれ。69年東京大学法学部卒業後、日本生命保険入社。2005年4月取締役社長に就任。11年4月より取締役会長、現在に至る。05年10月経済同友会入会。06～11年度幹事、12年度より副代表幹事。11～13年度財政・税制改革委員会委員長。

化させて減税し、その代替には個人住民税および固定資産税を想定しています。そして、第二段階では、法人実効税率をさらに引き下げ、その代替として地方消費税の拡充を想定しています。いずれにしても2020年度までには、

せひとも法人実効税率25%を実現しなくてはなりません。

法人税減税は、財政のあり方、社会保障のあり方とは切り離された形で議論されがちです。誰かが、財政問題も踏まえた形で訴えなくてはならないと

の思いでまとめました。かなり思い切った改革案ではありますが、幸い何とか実現すべきだとの声も多数いただいています。今後も真摯に、実現に向けて取り組んでまいります。

提言
概要

法人実効税率25%への引き下げの道

—成長戦略を強固にする税制—

(7月3日発表)

I. 改革の概要

(1) 法人課税からのシフト

地方税における法人課税への依存を是正することを通じた法人実効税率の引き下げを柱として、少子・高齢化と人口減少、グローバル化の進展をはじめとする新しい経済環境に適した税制の再構築を目指す。そのプロセスにおいて、地方税については、より地方の税源としてふさわしい地方消費税や個人住民税および固定資産税に代替を求めていく。すなわち、「法人課税からのシフト」をその骨格とする。

法人課税から個人課税にシフトすることで地域住民の負担が重くなるとの反論もあるが、こうした大きな変化のタイミングを捉えて、地方税は地域社会への参加費用であるという税の本質・意味合いについて広く理解を求めていくことが重要である。

(2) 改革は二段階に分けて実行

「法人課税からのシフト」に際しては、地方消費税をその代替

として一部見込んでいる。しかし、既に「社会保障と税の一体改革」で2015年まで消費税率を10%に引き上げることが決まっているため、それまでの間、地方法人二税の代替財源(地方の一般財源)として地方消費税を10%超へ引き上げるとは現実には難しいと思われる。

そこで、改革の実効性をより高めるため、その実施を地方消費税の追加引き上げを伴わない第一段階と、地方消費税の追加引き上げを行わざるを得ない第二段階の二つに分けることとする。

(3) 共同法人税の創設

地方消費税による代替(地方消費税の追加引き上げ)については、経過的措置として改革の第一段階にて法人事業税(所得割)と地方法人特別税を、国税である法人税に統合し、共同税化(共同法人税)する。共同法人税化する目的としては、①制度の簡素化、納税コストの軽減、②地域税財源の偏在解消への寄与、③第二段階での法人税引き下げの円滑化、が挙げられる。

II. 具体的な改革案

(1) 第一段階(～2015年度)

まず、法人事業税(所得割)と地方法人特別税を、法人税に統合して共同法人税化し、その地方税相当分について客観基準に基づいて地方に再分配する。

法人実効税率については、法人住民税(法人税割)の廃止によって4%程度の引き下げを行うが、その代替は個人住民税(所得割)および固定資産税(土地)によって行う。

(2) 第二段階(2015～2020年度)

法人実効税率を国際標準レベルである25%程度に引き下げる。まず、共同法人税について地方税相当分を減税し、法人実効税率を5%程度引き下げるとともに、地方消費税率の引き上げを行う。なお、地方消費税の用途は社会保障に限定せず、一般財源として地方自治体の裁量に委ねるものとする。社会保障と税の一体改革とは異なり、ここでの地方消費税拡充の目的は「安定的な税収の確保が可能となる地方税体系の構築」を期待した法人課税依存から消費課税への転換であるからである。

	第一段階(～2015年度)		第二段階(2015～2020年度)
法人税	法人事業税・地方法人特別税を国税(法人税)に統合・共同法人税化	法人住民税(法人税割)の減税	共同法人税(地方税相当分)の減税
地方税		個人住民税(所得割)固定資産税(土地)の拡充	地方消費税の拡充
効果	○税制の地域偏在性の是正 ○税制の簡素化 ○納税コストの軽減	○法人実効税率の引き下げ ○法人課税依存の是正(税収の安定化) ○地方の財政責任(コスト意識の喚起)	